

産業厚生常任委員会資料

平成30年12月5日

健康福祉部福祉総務課

1. 第2次 加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（案）について（別添冊子）

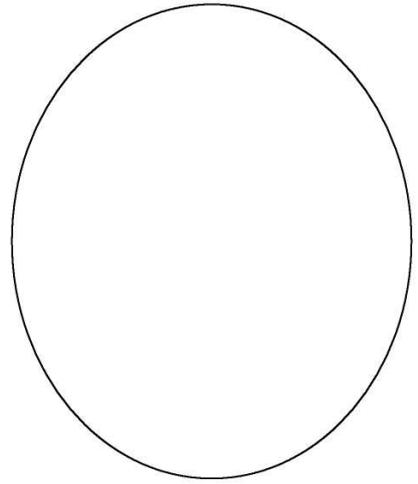
今後の予定

- ・パブリックコメント 2018年12月11日（火）～2019年1月9日（水）
- ・加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会（第4回） 2019年2月
- ・第2次 加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画決定 2019年3月

第2次
加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(案)

平成 年 月
加 東 市

ごあいさつ



加東市長 安田正義

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	2
2. 定義	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
5. 計画策定の背景	3
第2章 本市のDVを取り巻く現状	8
1. 本市のDV相談の状況	9
2. 第1次計画の取組	11
3. 市民のDVに関する意識と実態	14
4. 高校生のデートDVに対する意識と実態	24
第3章 施策の基本的な考え方	29
1. DV対策計画の基本的な考え方	30
第4章 具体的施策	34
基本課題Ⅰ 相談体制の充実	35
1. 相談窓口体制の周知と充実	35
2. 相談員等の資質向上	37
基本課題Ⅱ 被害者の安全確保	38
1. 緊急時における安全確保	38
2. 被害者の情報の保護	39
3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援	40
基本課題Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援	41
1. 被害者の自立に向けた支援	41
2. 被害者の子どもへの支援	42
基本課題Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進	44
1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発	44
2. 子ども・若者に対するデートDV防止の教育・啓発	45
3. DVに関する調査研究	46
基本課題Ⅴ 支援体制の充実	47
1. 庁内支援体制の整備	47
2. 関係機関との支援体制の強化	48
3. 支援を担う人材の育成	49
第5章 計画の推進	50
1. 市の推進体制	51
2. 国・県等関係機関との連携の推進	51
3. DV防止と被害者支援の充実に向けた調査研究	51

資料編	52
1. 関連法令	53
2. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会設置要綱	63
3. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会名簿	64
4. 第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定経過	65
5. 用語解説	66

※説明が必要な言葉には「*（番号）」を付けています。資料編に用語解説を掲載しておりますので、ご参照ください。用語解説は、あいうえお順に掲載しています。

第 1 章 計画策定の趣旨



1. 計画策定の目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{*14}。以下、DVという。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が薄い傾向にあります。このため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、子どもの目の前で行われるDVは子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待^{*4}となる行為です。

さらに、交際相手からの暴力、いわゆるデートDV^{*13}も許されない行為です。特に若年層ではSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス^{*11}）の急速な広がり等により、被害の形態も多様化しています。

DV被害者（以下、被害者という。）の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があると言われています。男女が社会のパートナーとして様々な分野で活躍する男女共同参画を実現するためには、市民一人ひとりがDVは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、DVを容認しない社会環境づくりが求められています。

本市では、2014（平成26）年に「加東市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、DV対策の体系的かつ計画的な推進を図ってきました。本計画は、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、新たに配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画として策定するものです。



2. 定義

本計画における「DV」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{*16}」（以下、DV防止法という。）に規定する配偶者（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手も含む）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手（元交際相手も含む）からの暴力も対象としています。



3. 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第二条の三第3項の規定に基づく計画であり、国が示す基本方針に即し、かつ、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を勘案し、本市においてDV対策に取り組むための指針とするものです。



4. 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度から2022（平成34）年度までの4年間とします。ただし、関連法の改正や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。



5. 計画策定の背景

(1) DV対策に関する社会的背景及び社会的潮流

DV対策は、2001（平成13）年にDV防止法が制定され、2004（平成16）年の同法改正を踏まえて策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、基本方針という。）に基づいて、順次都道府県において基本計画が策定されてきました。その後、2007（平成19）年の同法改正では、市町村においても基本計画の策定が努力義務に位置付けられ、地域に根ざしたきめ細かな支援の実施が図られるよう進められてきました。そして同法は、2013（平成25）年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても法の適用対象とする内容へと改正されました。このように、3度の法改正を経て、暴力の定義や保護の対象が拡大し、国や県、市町村において配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護等に関する取組が積極的に展開されています。

しかし、2017（平成29）年度に内閣府が全国の男女5,000人を対象に行った「男女間における暴力に関する調査」では配偶者からの暴力の被害経験者は全体では26.1%となっており、性別ごとに算出すると女性は31.3%、男性は19.9%が被害を受けたことがあると回答しています。また、配偶者からの暴力を受けたことがあるという人のうち、命の危険を感じたことがあるという人は全体では10.9%となっており、性別ごとに算出すると女性では15.0%、男性では3.1%となっています。そして、配偶者からの暴力を受けたことがあるという人の21.4%が子どもへの被害があったと回答しています。

また、同調査では交際相手からの暴力の被害経験者は全体では16.7%となっており、性別ごとに算出すると女性は21.4%、男性は11.5%となっています。交際相手からの暴力により命の危険を感じたことがあるという人は全体では18.3%となっており、性別ごとに算出すると女性では21.3%、男性では12.1%となっています。さらに、交際相手からの暴力については、命の危険を感じた人が、配偶者からの暴力に比べ男女ともにより多くなっています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。しかし、前述のように、内閣府の調査では依然として多くの人が配偶者等から暴力を受けた経験があることが明らかとなっており、子どももその被害者となっています。また、近年は若年層の男女間における暴力（デートDV）も顕著であり、年齢や婚姻関係にかかわらず、全ての人を対象にあらゆる暴力の根絶に向けてより一層の取組が必要となっています。加えて、近年はストーカー行為やSNS等を利用した被害も深刻化しており、実態把握と多様化する暴力の実態を踏まえた対応策の検討がより重要性を増しています。被害者が複合的に困難な状況にある場合、その特性に応じたきめ細かな支援が必要となることから、今後のDV対策と被害者支援においてはより多角的な視点を持って臨む必要があります。

(2) 国の動き

国においては、前述のとおりDV防止法の制定、2004（平成16）年の法改正、また同年に基本方針を示して都道府県に基本計画の策定を義務づけ、2007（平成19）年の法改正において、保護命令制度^{*20}がさらに拡充し、市町村には基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター^{*17}の機能整備を努力義務とすることを位置付けました。

さらに、2013（平成25）年の法改正において、この法律で保護される対象者が拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力（元交際相手も含む）についても配偶者からの暴力に準ずる行為として適用することにしました。このように、配偶者等からの暴力が犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DV防止法の3度にわたる改正を経て、被害者の保護と自立支援体制の整備が図られてきました。

しかし一方では、警察や配偶者暴力相談支援センターへのDV相談は依然として多く、近年では交際相手からの暴力等による被害を受ける者の低年齢化が懸念されるなど、深刻な状況となり、2014（平成26）年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）^{*3}」を施行しました。また、2017（平成29）年に改正法が全面施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）^{*7}」では、規制対象行為の拡大や、警告を経ずに禁止命令が行えること、ストーカー行為罪の非親告罪化（被害者からの告訴がなくても起訴ができること）等、被害者への危害を防止し、安全安心の確保に努めることに重点が置かれるようになりました。さらに同年には刑法を改正し、強姦罪の名称を強制性交等罪に変更、被害者の性別規定の廃止、親告罪規定の削除等性犯罪を厳罰化しています。

図表 国の動き

年	国の動き
1999 (平成 11) 年	「男女共同参画社会基本法」交付、施行
2000 (平成 12) 年	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」策定
2001 (平成 13) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」施行 ・配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律
2002 (平成 14) 年	「配偶者暴力相談支援センターに関する規定」施行 ・都道府県の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを規定
2004 (平成 16) 年	DV防止法改正 ・DVの定義を精神的暴力を含むものに拡大 ・離婚後・婚姻取消後に引き続き受ける身体に対する暴力を対象に追加 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（都道府県による基本計画の策定が義務付けられた）を示す
2005 (平成 17) 年	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2007 (平成 19) 年	DV防止法改正 ・生命又は身体を加害する脅迫を受けた被害者を保護命令の申立の対象に追加 ・市町村へ基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの機能整備を努力義務に位置付ける
2010 (平成 22) 年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2013 (平成 25) 年	DV防止法改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」へ名称変更 ・生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手からの暴力についても法律を準用することを追加
2014 (平成 26) 年	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」
2015 (平成 27) 年	「第4次男女共同参画基本計画」策定
2017 (平成 29) 年	「改正ストーカー規制法」全面施行 ・警察がストーカー加害者に警告なく禁止命令の発令が可能になる性犯罪に関する改正刑法が施行 ・「強姦罪」が「強制性交罪」へ名称変更 ・被害者の性別規定の廃止 ・「親告罪」の規定が削除され、告訴がなくても起訴が可能となる

(3) 兵庫県の動き

兵庫県においては、2006（平成18）年に、DV対策にかかる施策を総合的・計画的に推進するため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定されました。

その後、2009（平成21）年4月からの第2期計画を経て、2014（平成26）年4月には計画名称を「兵庫県DV防止・被害者保護計画」に改め第3期計画をスタートさせています。第3期計画では、施策の基本的方向に「DV防止に向けた啓発・教育の推進」、「市町のDV対策の促進」、「相談体制の充実」、「緊急時の安全確保」、「自立支援の推進」、「専門人材の育成と関係機関との連携強化等」の6つを掲げ、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指して積極的な取組が推進されています。

図表 県の動き

年	県の動き
2001 (平成13)年	「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－」策定
2006 (平成18)年	「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－後期実施計画」策定 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるよう支援することを基本とする ・被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援対戦の整備を柱とする
2009 (平成21)年	「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（第2期計画）策定 ・DV防止法の改訂に伴い改訂 ・第2期計画の数値目標は概ね達成
2010 (平成22)年	「大学生向けデートDV防止啓発パンフレット」作成
2011 (平成23)年	「兵庫県男女共同参画計画－新ひょうご男女共同参画プラン21－後期実施計画」策定
2014 (平成26)年	「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」の第3期計画として策定し、計画名称が変更された ・市町との連携を行いながらDV対策を推進する
2016 (平成28)年	「ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」の策定

(4) 本市の動き

本市においては、2009（平成 21）年 4 月に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画を推進していくための 4 つの基本目標のひとつである「人権尊重と男女共同参画の意識づくり」に向けて、女性のための相談の実施、若年層へのデートDV防止授業等に取り組んできました。

その後、2014（平成 26）年 4 月に「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、本市のDV被害の現状や課題を踏まえ、暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し被害者の安全確保や自立に向けた支援等、被害者の視点に立った切れ目のない支援を実施してきました。

また、2017（平成 29）年 4 月に「加東市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、被害者の身近な相談窓口を明確化し、相談体制の充実を図っています。

本計画は、これまでのDV防止に関する取組を一層推し進め、DVの根絶と被害者の自立支援に向けた施策の充実を図るため、新たに「第 2 次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」として策定するものです。

図表 本市の動き

年	本市の動き
2009 （平成 21）年	「加東市男女共同参画プラン」策定 ・女性のための相談を実施 ・若年層へのデートDV防止授業等に取り組む
2014 （平成 26）年	「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」策定 ・DV防止に向けた啓発を推進 ・被害者の視点に立った切れ目のない支援を実施
2017 （平成 29）年	「加東市配偶者暴力相談支援センター」開設 ・相談体制を充実

第2章 本市のDVを取り巻く現状



1. 本市のDV相談の状況

(1) 相談件数の推移

本市における相談延件数及び相談実件数は、2013（平成 25）年度から 2014（平成 26）年度にかけて減少傾向にありましたが、2015（平成 27）年度以降は増加し、2017（平成 29）年度は相談延件数 197 件となっています。

兵庫県の市・町における相談延件数は 2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度にかけて増加していましたが、2016（平成 28）年度は 12,970 件となっており、2015（平成 27）年度（13,268 件）から 298 件減少しています。

兵庫県関係機関における相談件数は 2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度まで減少傾向にありましたが、2016（平成 28）年度から再び増加し、2017（平成 29）年度は 2,596 件となっています。

配偶者暴力支援センターにおける相談件数は、全国では 2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度にかけて増加していましたが、2017（平成 29）年度は 106,110 件となっており、最も件数が多かった 2015（平成 27）年度（111,172 件）から 5,062 件減少しています。

警察における配偶者等からの暴力相談件数（警察庁）は年々増加傾向にあり、兵庫県警察本部における相談件数も年々増加傾向にあります。

図表 DV相談件数の推移

(件)

		2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
加東市	相談延件数	87	72	102	149	197
兵庫県	市・町における 相談延件数	11,687	12,995	13,268	12,970	12,812
兵庫県関係機関における 相談件数（※ 1）		2,424	2,231	1,924	2,115	2,596
配偶者暴力 支援セン ターにお ける相 談件数	全国	99,961	102,963	111,172	106,367	106,110
警察にお ける配 偶者 等 から の暴 力 相 談 件 数 （※ 2）	兵庫県警察本部	2,113	2,535	2,736	3,010	3,380
	警察庁（※ 3）	49,533	59,072	63,141	69,908	72,455

（※ 1）兵庫県関係機関とは、県女性家庭センター^{*19}、県立男女共同参画センター、県子ども家庭センター^{*2}等

（※ 2）警察における件数は各年中

（※ 3）2014（平成 26）年以降新たに「生活の本拠を共にする交際関係」が追加されている。

資料：兵庫県「平成 29 年度県下における DV 相談等の状況について」、兵庫県警「ストーカー・DV 白書」、警察庁「平成 29 年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」、内閣府男女共同参画局

(2) 一時保護・保護命令の状況

一時保護*¹ 件数の推移をみると、本市では1件または2件で推移しており、概ね横ばいです。兵庫県では2013（平成25）年度以降減少傾向にあり、2017（平成29）年度は136件となっています。

図表 一時保護件数の推移

(件)

	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
加東市	1	2	0	1	2
兵庫県	204	194	174	145	136

資料：兵庫県「平成29年度県下におけるDV相談等の状況について」

保護命令件数の推移をみると、本市では2015（平成27）年度と2017（平成29）年度に1件となっています。兵庫県では、2014（平成26）年度の123件をピークに2016（平成28）年度まで減少傾向にありましたが、2017（平成29）年度は再び増加し、109件となっています。

図表 保護命令件数の推移

(件)

	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
加東市	0	0	1	0	1
兵庫県	105	123	110	102	109

※兵庫県の数値は、兵庫県警に通知があったものであり、各年中の件数を示している。

資料：兵庫県警「ストーカー・DV白書」



2. 第1次計画の取組

基本課題（1） 相談体制の充実

【取組概要】

①相談窓口体制の整備・拡充

- ・専門の相談員による「女性のための相談窓口」を設置し、女性が抱える様々な悩みの相談事業を実施しました。
- ・2017（平成29）年4月に加東市配偶者暴力相談支援センターを開設し、被害者への相談・支援を行いました。

②相談員等の資質の向上

- ・DV相談に従事する職員が各種研修会に参加し、迅速かつ適正な支援及び二次的被害^{*15}の防止等の実務能力の向上を図りました。

図表 研修参加回数

	2012 （平成24） 年度	2013 （平成25） 年度	2014 （平成26） 年度	2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度
研修参加回数	7	6	7	10	9	8

基本課題（2） 被害者の安全な保護と自立支援

【取組概要】

①緊急時における安全確保

- ・被害者からの緊急な相談に対し、警察や県配偶者暴力相談支援センター等との連携を密にし、一時保護までの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保しました。

②被害者の情報の保護

- ・住民基本台帳閲覧等の制限の申し出があった場合、関係部署と連携して迅速かつ適切に対応し、被害者にかかる情報の保護及び被害者の安全確保を図りました。

③保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

- ・被害者に対して、保護命令制度について情報提供するとともに、保護命令申立書等の書面作成に関するサポートを行いました。
- ・被害者が保護命令制度を裁判所に申し立てるにあたり、相談員等による裁判所への同行支援を行いました。

④被害者の自立に向けた支援

- ・被害者の置かれた状況に応じて、生活保護法、母子及び寡婦福祉法等に定められた制度について説明し、必要に応じた制度を利用して生活再建が図れるよう支援しました。
- ・離婚や親権等、司法手続きに関する相談機関についての情報を提供しました。

⑤被害者の子どもへの支援

- ・被害者の子どもの就学や保育について、関係部署へ手続きのための同行支援を行いました。

基本課題（3） DV防止に向けた啓発・教育の推進

【取組概要】

①DV防止のための市民への啓発

- ・DV被害の相談先を案内するカードを作成し、公共施設等に設置しました。
- ・市の開催するイベント等で「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルである「パープルリボン*18」にちなんだ啓発活動を行いました。

②学校におけるDV防止教育の推進

- ・市内の3中学校の3年生を対象に、デートDV防止授業を継続して行いました。

図表 中学生等に対するデートDV防止授業の実施状況

日時		内容	実施校	参加者数
2013 (平成25)年	10月4日	対等な関係をつくろう～デートDVを防止するために～	滝野中学校3年生	131名
	10月18日		社中学校3年生	156名
2014 (平成26)年	10月23日		滝野中学校3年生	136名
	10月10日		社中学校3年生	168名
	10月7日		東条中学校3年生	44名
2015 (平成27)年	10月9日		滝野中学校3年生	135名
	10月13日		社中学校3年生	159名
	11月24日		東条中学校3年生	60名
2016 (平成28)年	10月14日		滝野中学校3年生	138名
	10月27日		社中学校3年生	146名
	11月11日		東条中学校3年生	55名
2017 (平成29)年	11月9日		滝野中学校3年生	114名
	11月14日		社中学校3年生	178名
	11月17日		東条中学校3年生	63名
2018 (平成30)年	2月4日		デートDVってなに？～デートDVに気づき、防止するには～	加東市連合PTA研修会

③DVに関する調査研究

- ・DVやデートDVに関する市民意識調査と高校生意識調査を実施しました。

基本課題（４） 支援体制の整備

【取組概要】

①庁内支援体制の整備

- ・ 庁内の関係部署と円滑な支援体制がとれるよう作成した「DV被害者支援対応マニュアル」を毎年度更新し、庁内関係部署間で被害者対応に関する知識を共有しました。
- ・ DV防止ネットワーク会議を開催し、被害者支援に関わる職員への研修を行い、DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持つ機会を設けました。

②関係機関との支援体制の強化

- ・ 被害者やその子どもの安全確保のために兵庫県女性家庭センター、兵庫県こども家庭センター、警察等と連絡や調整を密に行い、一時保護等を実施しました。

③支援を担う人材の育成

- ・ 被害者支援に携わる相談員等に対して、研修に参加する機会をつくり、実務能力の向上を図りました。



3. 市民のDVに関する意識と実態

(1) 意識調査の実施概要

DVに関する市民の意識と実態を把握し、本計画の策定と今後の施策推進に役立てることを目的に、2017（平成29）年度に「DVに関する市民意識調査」を実施しました。

図表 調査概要

調査の種類	市民意識調査
調査対象	2017（平成29）年4月1日現在、市内に居住する18歳以上の市民
対象者数	4,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	〈配布〉郵送、〈回収〉郵送またはインターネットによる方法を回答者が選択
調査期間	2017（平成29）年8月23日（水）～2017（平成29）年9月15日（金）

図表 回収状況

調査の種類	市民意識調査
発送数	4,000票
回収数	1,490票
無効票	0票
有効回答数	1,490票
有効回答率	37.3%

図表 調査内容

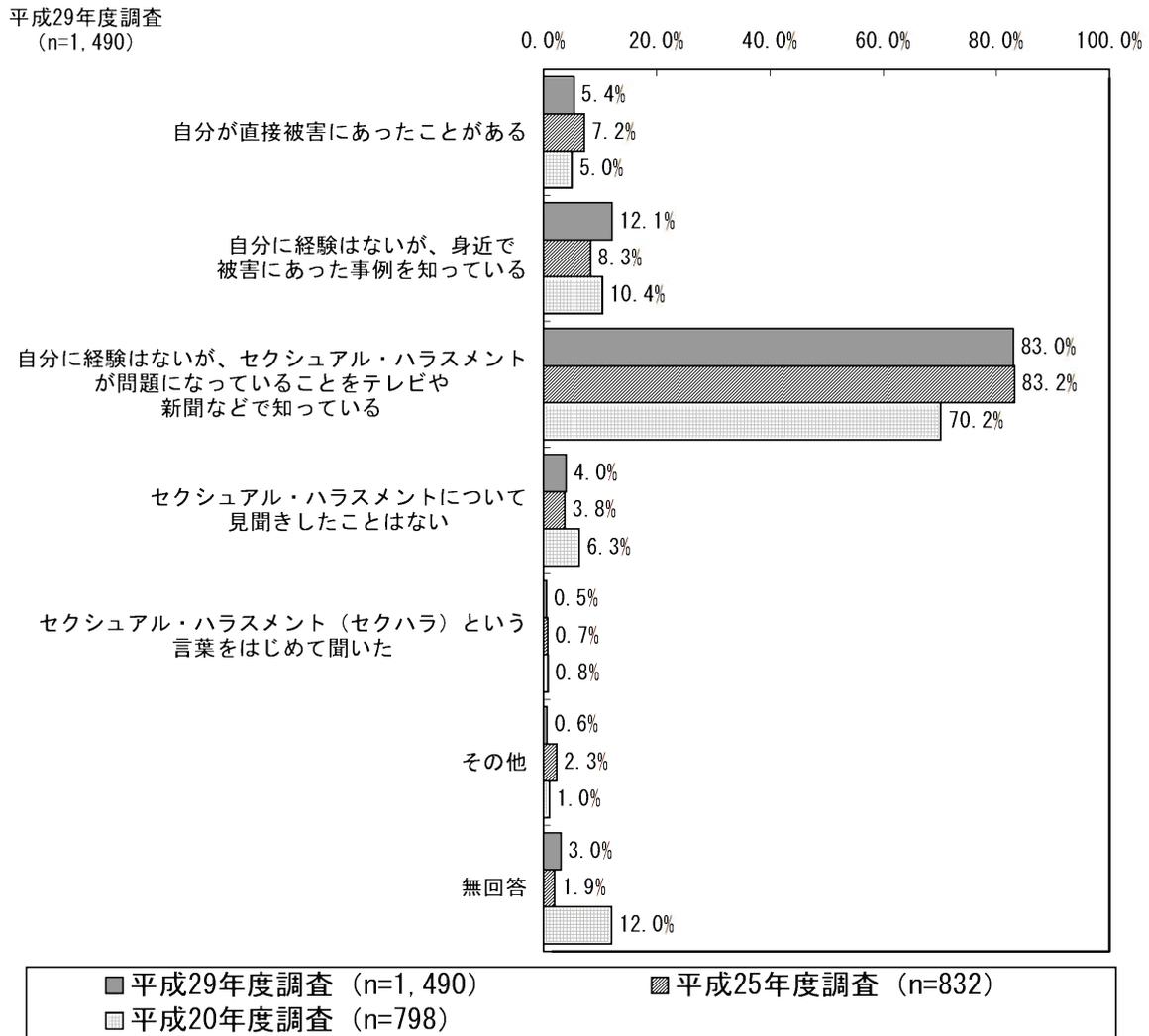
市民意識調査
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもに対する虐待の経験等 ●高齢者に対する虐待の経験等 ●セクシュアル・ハラスメント^{*10}の経験等 ●セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたときの対応 ●「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知度 ●デートDVの認知度 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の認知度 ●「配偶者暴力相談支援センター」の認知度 ●暴力にあたると思う行為 ●配偶者や交際相手から暴力を受けた経験 ●保護者間の暴力行為を子どもは知っているか ●配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手 ●配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由 ●配偶者や交際相手から最初に暴力を受けたときの対応とその理由 ●配偶者や交際相手との間における暴力を防止するために必要なこと

(2) 意識調査の主な概要

①セクシュアル・ハラスメントの経験等

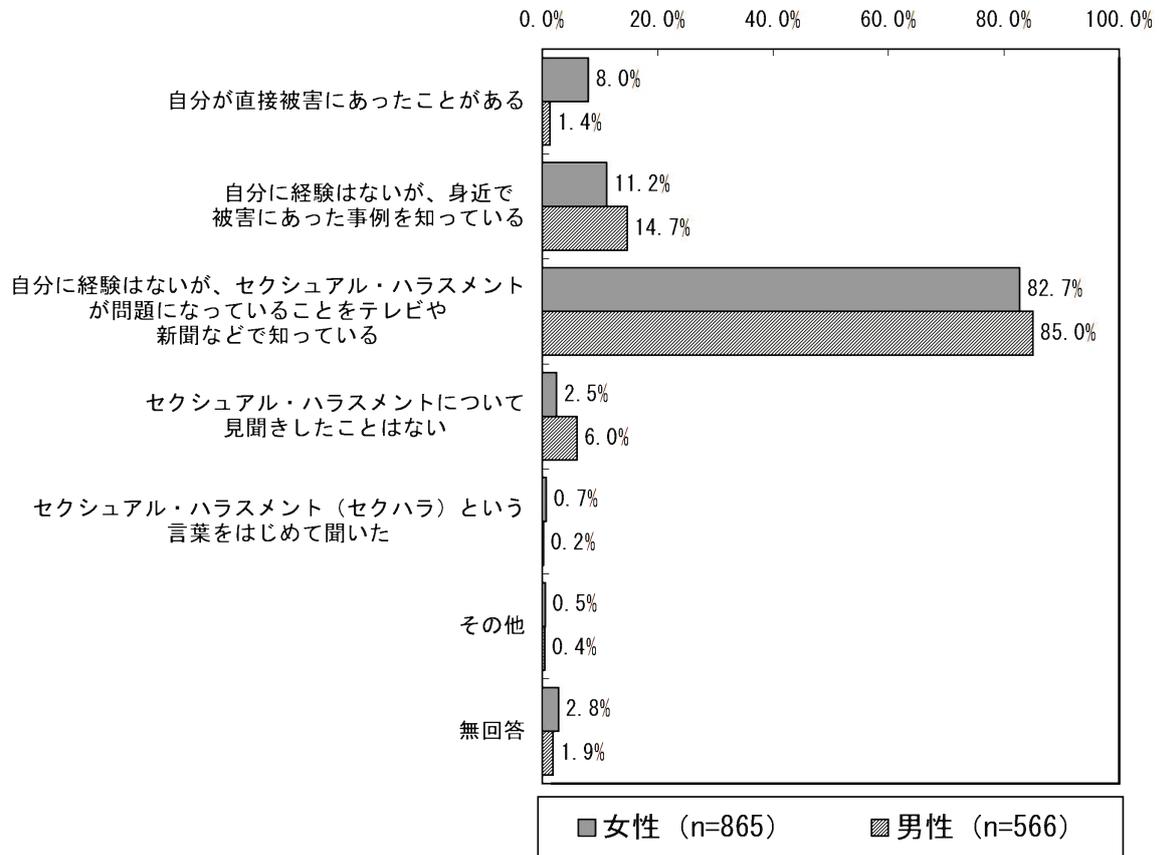
セクシュアル・ハラスメントの経験等を尋ねたところ、「自分が直接被害にあったことがある」は 5.4%となっています。2013（平成 25）年度調査と比べると、1.8 ポイント減少しています。

図表 セクシュアル・ハラスメントの経験等



性別でみると、「自分が直接被害にあったことがある」男性は1.4%ですが、女性は8.0%と男性を大きく上回っています。一方、男性は女性と比べて「自分に経験はないが、身近で被害にあった事例を知っている」がやや多くなっています。

図表 性別 セクシュアル・ハラスメントの経験等



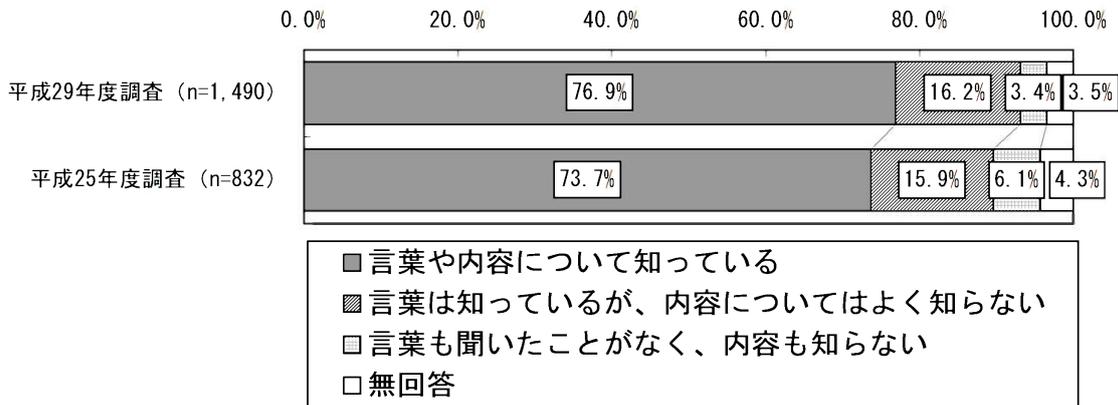
男性もセクシュアル・ハラスメントの経験がありますが、女性のほうが多く約1割の人がセクシュアル・ハラスメントの経験があると回答しています。

② 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」 「デートDV」の認知状況

ア. 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が76.9%となっています。

図表 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況



「DV」の認知度（内容まで知っている人）は増加しています。

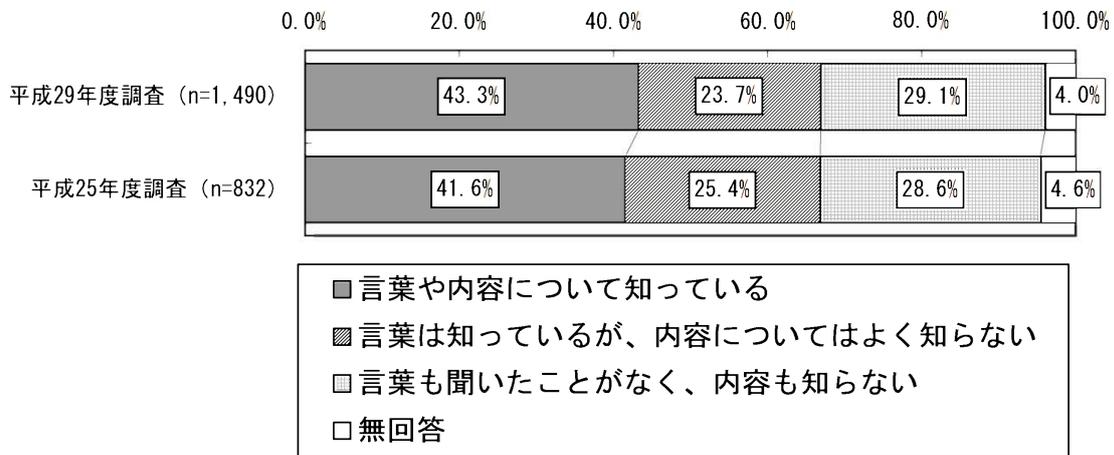
国調査との比較

内閣府の世論調査（2016（平成28）年度）では、「配偶者などからの暴力（DV）」という言葉を見たり聞いたりしたことがあるという人は82.1%となっています。質問形式が異なるため比較はできませんが、本市では「言葉や内容について知っている」と「言葉は知っているが、内容については良く知らない」を合わせると93.1%の人に言葉の認知があり、「DV」という言葉が市民に浸透している様子がうかがえます。

イ. 「デートDV」の認知状況

デートDVの認知状況については、「言葉や内容について知っている」が43.3%となっています。

図表 「デートDV」の認知状況



「デートDV」の認知度（内容まで知っている人）は増加していますが、内容まで知っている人は半数に満たない状況となっています。

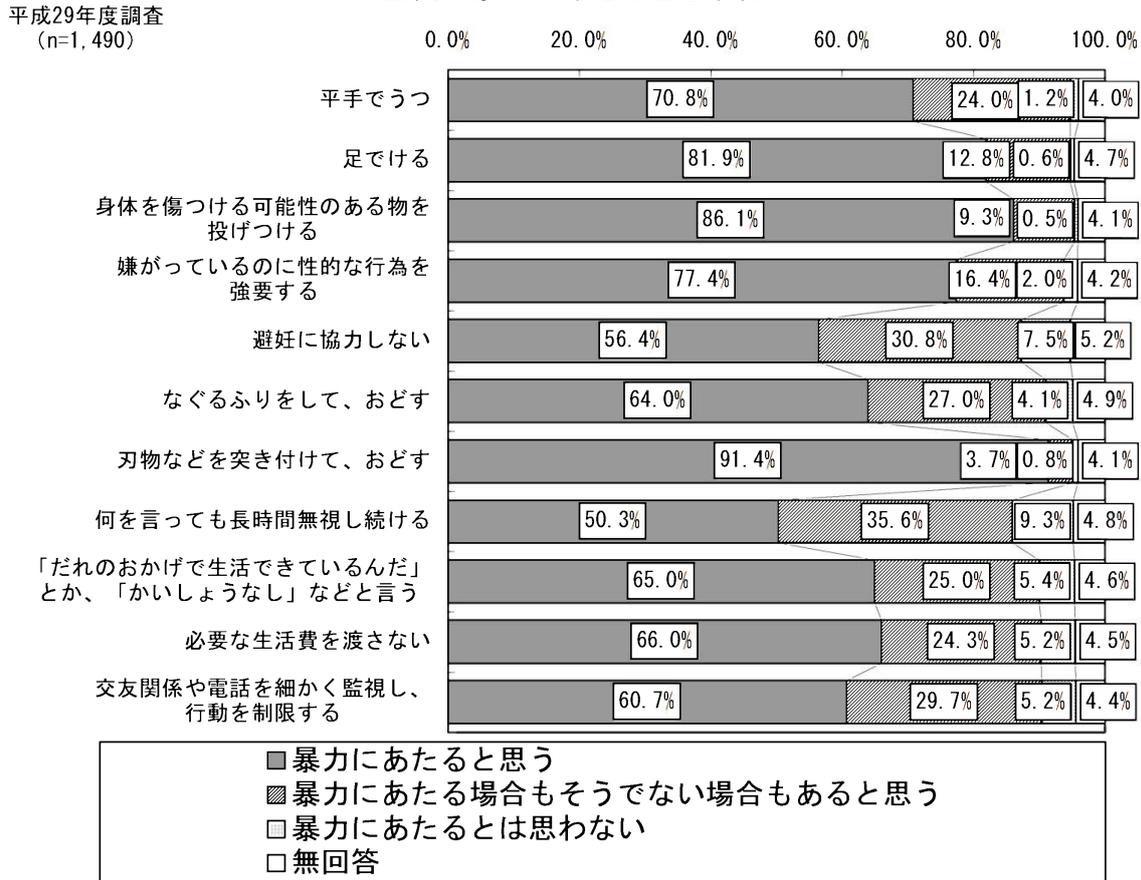
国調査との比較

内閣府の世論調査（2014（平成26）年度）では、「交際相手からの暴力」（いわゆる「デートDV」）について、「言葉も、その内容も知っている」は27.4%、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」は33.0%となっています。世論調査結果と比べると、本市の「デートDV」についての認知度が高いことがわかります。

③暴力にあたると思う行為

暴力にあたると思う行為については、「暴力にあたると思う」が多い行為は順に、「刃物などを突き付けて、おどす」(91.4%)、「身体を傷つける可能性のある物を投げつける」(86.1%)、「足でける」(81.9%)等となっています。一方、「暴力にあたると思う」が少ない行為は順に、「何を言っても長時間無視し続ける」(50.3%)、「避妊に協力しない」(56.4%)、「交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する」(60.7%)等となっています。

図表 暴力にあたると思う行為



設問の行為はすべてDVにあたるものであり、ほとんどの行為について、暴力にあたると思う人が増加してはいるものの、刃物などを突き付ける、物を投げつける、蹴るといった暴力としてわかりやすい行為以外の、なぐるふり、長時間の無視、相手をおとしめる発言といった精神的暴力や必要な生活費を渡さない経済的暴力、行動を制限する社会的暴力については暴力と思う人が少なくなっています。

国調査との比較

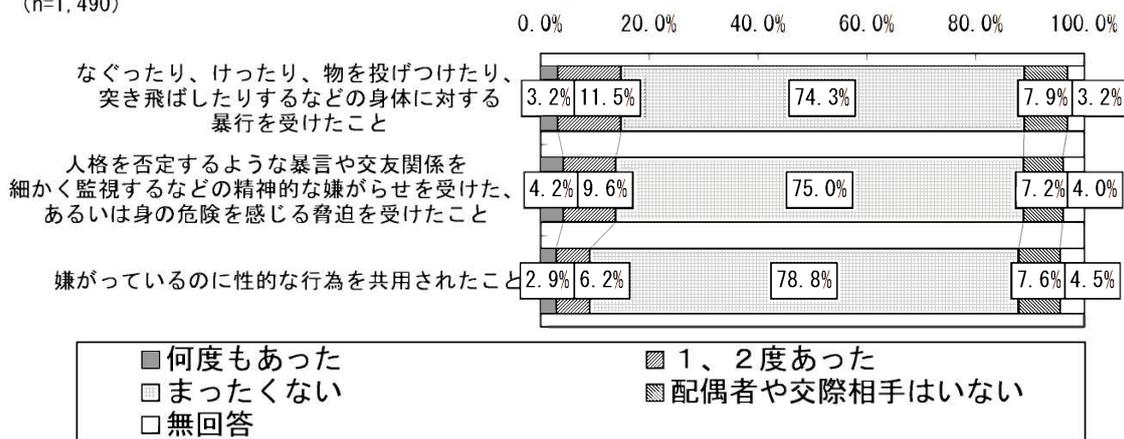
内閣府の世論調査(2014(平成26)年度)では、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が多い行為は順に、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」(94.8%)、「刃物などを突きつけて、おどす」(92.8%)、「足でける」(83.3%)等となっています。世論調査結果と同様に、本市でも身体の攻撃について暴力にあたると思える人が多くなっています。

④DV被害経験の状況

配偶者や交際相手から暴力を受けた経験については、身体的な暴力を受けたことが『ある』（「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた割合）は14.7%、心理的な暴力を受けたことが『ある』は13.8%、性的な暴力を受けたことが『ある』は9.1%となっています。

図表 DV被害経験の状況

平成29年度調査
(n=1,490)



配偶者や交際相手から暴力を受けた経験については、身体的、心理的、性的暴力いずれにおいても女性の『ある』が男性を大きく上回っています。

性・年齢別にみると、身体的な暴力については女性の40歳代と50歳代、男性の40歳代では『ある』が2割以上となっています。心理的な暴力については、女性の40歳代では『ある』が約3割に上っています。また、女性の40歳代と比べると少ないものの、男性の40歳代でも心理的な暴力について『ある』が約2割となっています。

図表 性別、年齢別 DV被害経験の状況

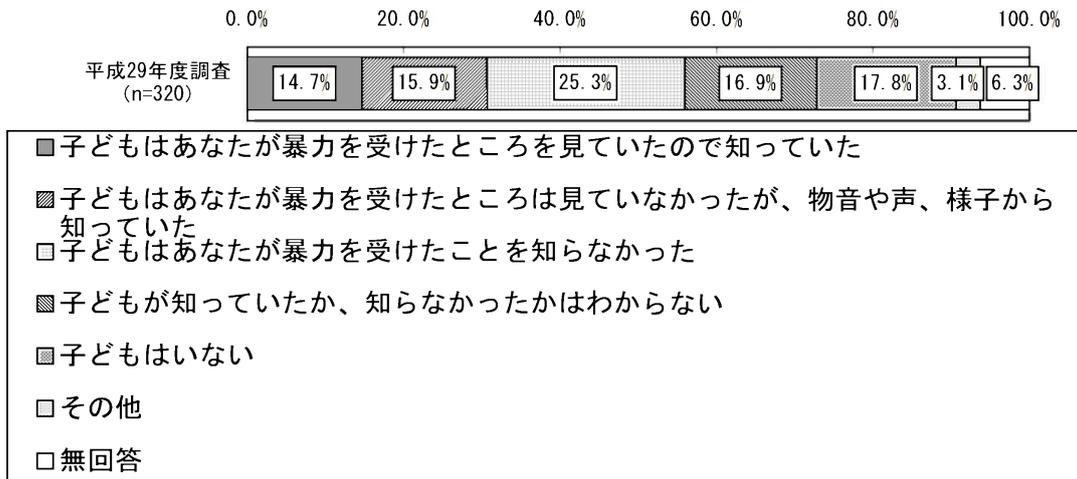
	身体的な暴力		心理的な暴力		性的な暴力	
	何度もあった	1、2度あった	何度もあった	1、2度あった	何度もあった	1、2度あった
女性	4.0%	14.1%	5.8%	11.6%	4.6%	9.5%
男性	1.6%	8.1%	1.9%	7.2%	0.4%	1.6%
女性・20歳代以下 (n=84)	2.4%	9.5%	3.6%	6.0%	3.6%	3.6%
女性・30歳代 (n=100)	6.0%	10.0%	7.0%	10.0%	6.0%	9.0%
女性・40歳代 (n=155)	4.5%	15.5%	12.3%	18.1%	3.2%	12.9%
女性・50歳代 (n=134)	4.5%	18.7%	6.0%	10.4%	6.0%	11.2%
女性・60歳代 (n=237)	3.8%	14.3%	3.4%	12.2%	3.8%	9.3%
女性・70歳代以上 (n=152)	3.3%	13.8%	3.3%	9.2%	5.9%	8.6%
男性・20歳代以下 (n=48)	4.2%	6.3%	2.1%	6.3%	0.0%	0.0%
男性・30歳代 (n=54)	0.0%	5.6%	0.0%	13.0%	0.0%	3.7%
男性・40歳代 (n=75)	4.0%	17.3%	5.3%	12.0%	1.3%	2.7%
男性・50歳代 (n=114)	2.6%	5.3%	0.9%	5.3%	0.0%	0.9%
男性・60歳代 (n=156)	0.6%	7.7%	3.2%	5.1%	0.0%	1.9%
男性・70歳代以上 (n=118)	0.0%	7.6%	0.0%	6.8%	0.8%	0.8%

身体的な暴力や心理的な暴力は40歳代・50歳代の女性が多く受けている状況ですが、男性の40歳代についても、40歳代・50歳代の女性と同じ程度の割合で身体的な暴力を受けている人がいる状況となっています。

⑤子どものDV認知の状況

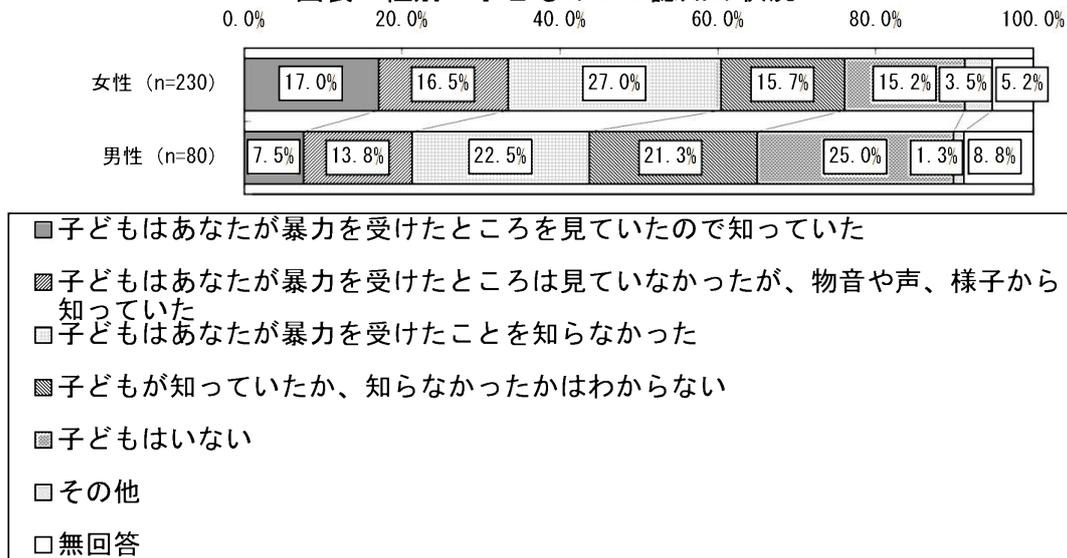
DVの被害を受けたことがある人に、保護者間の暴力行為を子どもは知っているかを尋ねたところ、「子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていたので知っていた」は14.7%となっています。また、『知っていた』（「子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていたので知っていた」と「子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていなかったが、物音や声、様子から知っていた」を合わせた割合）は30.6%となっています。

図表 子どものDV認知の状況



性別にみると、女性は男性と比べて『知っていた』が多くなっています。

図表 性別 子どものDV認知の状況



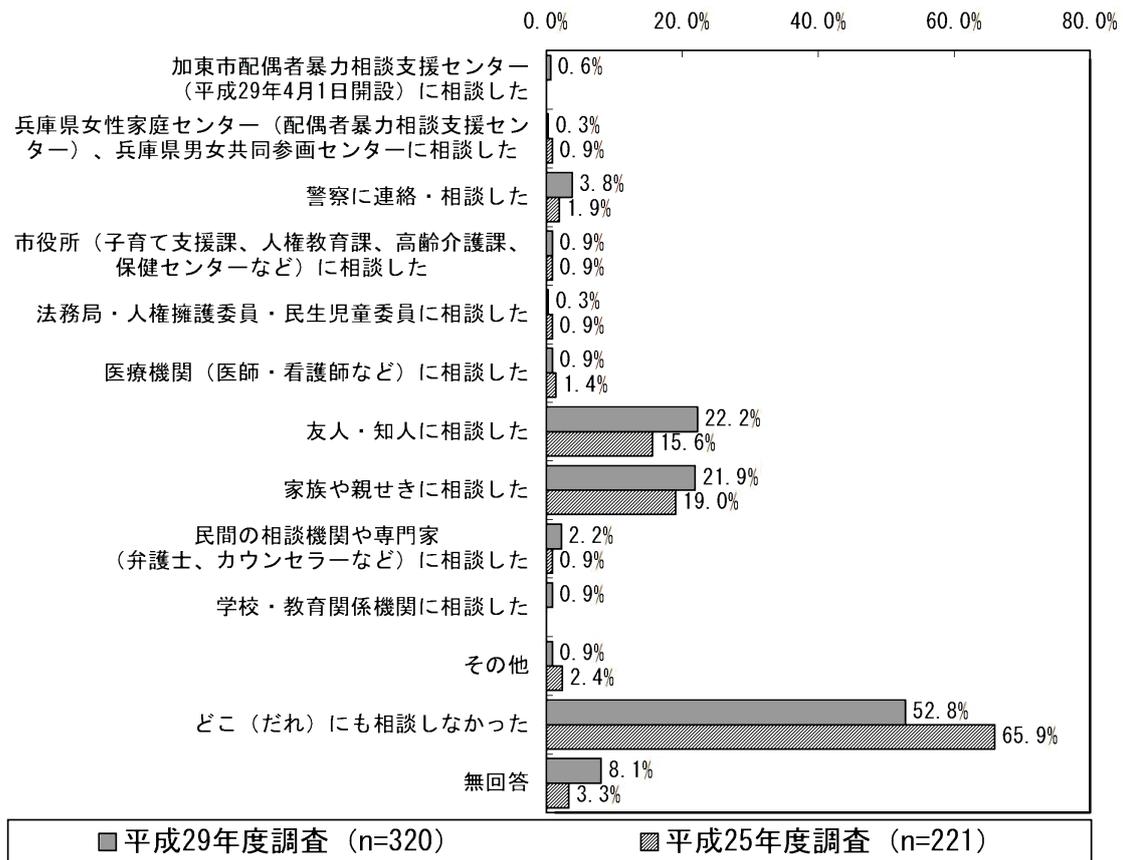
子どもが同居する家庭における配偶者への暴力は児童虐待にあたります。目の前でそのような行為が行われた割合は約1割ですが、物音等で知っていたという回答を含めると3割以上の子どもが保護者間のDVを認知しています。また、母親がDVを受けている場合は、父親がDVを受けている場合より、子どもが知っていることが多い状況がうかがえます。

⑥-1 配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手

DVの被害を受けたことがある人に、暴力を受けたとき、誰かに相談したりしたかを尋ねたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が52.8%と最も多く、次いで「友人・知人に相談した」が22.2%、「家族や親せきに相談した」が21.9%等となっています。

2013（平成25）年度調査と比べると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が減少しています。

図表 配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手



※前回調査には「加東市配偶者暴力相談センターに相談した」「学校・教育関係機関に相談した」はありません。

※「法務局・人権擁護委員・民生児童委員に相談した」は、前回調査では「法務局・人権擁護委員に相談した」となっています。

DVの被害を受けても、だれにも相談しないという人が減少しているものの、依然として半数を超えています。

国調査との比較

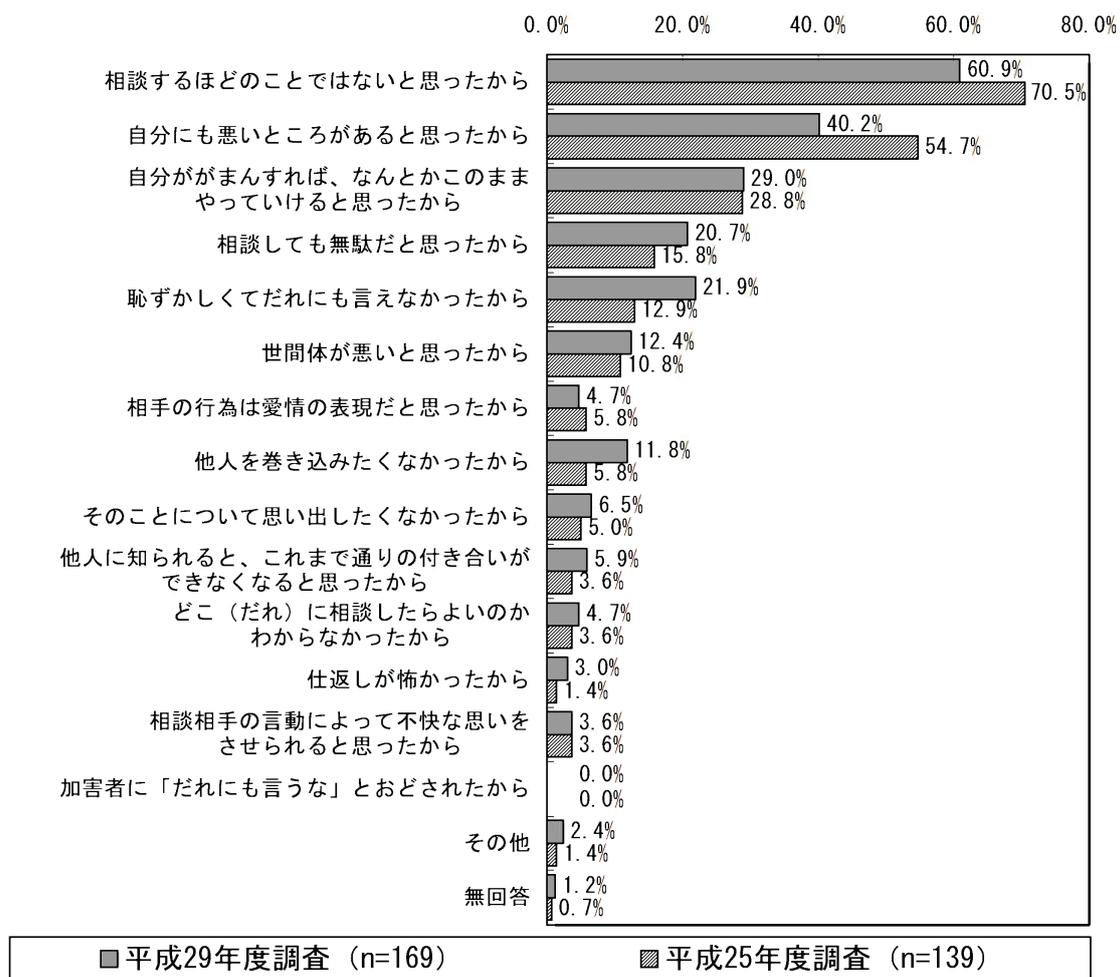
内閣府の世論調査（2014（平成26）年度）では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が56.7%と最も多く、次いで「家族や親せきに相談した」（23.4%）、「友人・知人に相談した」（21.5%）などとなっています。世論調査結果と同様に、本市でも「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く、次いで友人・知人、家族や親せきに相談する人が多く増えており、公的機関への相談や民間の相談機関等に相談する人はごくわずかとなっています。

⑥-2 配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由

DVの被害をだれにも相談しなかった人に、その理由を尋ねたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が60.9%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が40.2%、「自分さがまんすれば、なんとかこのままやっていたから」が29.0%等となっています。

2013（平成25）年度調査と比べると、回答の傾向はおおむね同様となっていますが、主に「相談するほどのことではないと思ったから」と「自分にも悪いところがあると思ったから」については減少し、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が増加しています。

図表 配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由



国の調査と同様に、DVを受けても相談しなかったのは、相談するほどでもないとの理由や自分にも悪いところがあると思ったからという理由が多くなっています。

国調査との比較

内閣府の世論調査（2014（平成26）年度）では、「相談するほどのことではないと思ったから」が55.8%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」32.8%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていたから」となっています。本市でも概ね同様の傾向ですが、「相談するほどのことではないと思ったから」や「自分にも悪いところがあると思ったから」という人は本市のほうがやや多くなっています。